

特殊勤務手当支給対象業務の追加について

1 改正内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防救済従事者手当について、以下の下線業務について当該手当の支給対象とするため、規程の改正を行います。

区 分		支給額
①疫学調査、患者搬送等		日額 3,000 円
軽症者等宿泊療養施設対応等		—
	②軽症者等に接して行う作業 ③軽症者等が使用した物件の処理 ④宿泊療養施設内における長時間の連絡調整	勤務 1 回につき 3,000 円
	⑤軽症者等の身体に直接接触する作業 ⑥軽症者等に長時間にわたり接して行う作業	勤務 1 回につき 4,000 円
⑦検体採取外来（ウォークイン・ドライブスルー） での P C R 検査の受付・誘導		日額 3,000 円（※ 1）
⑧保健衛生検査所での P C R 検査		日額 3,000 円
⑨⑩保護者が陽性で入院し、親族等が面倒をみるこ とができない新型コロナウイルス感染症にかかっ ている又は新型コロナウイルス感染症にかかって いる疑いがある児童等の一時保護		勤務 1 回につき 3,000 円又は 4,000 円（※ 2）
障がい者支援施設、児童自立支援施設対応等		—
	⑪感染者等に接して行う作業 ⑫障がい者支援施設内における長時間の連絡調整	勤務 1 回につき 3,000 円
	⑬感染者等の身体に直接接触する作業	勤務 1 回につき 4,000 円
⑭弘済院附属病院における感染者及び感染の疑いが ある患者の診察、診察補助、検体採取、看護		勤務 1 回につき 4,000 円
⑮⑯集団感染が発生した施設等の濃厚接触者の検体 採取及び検体採取時の補助		日額 3,000 円又は 4,000 円（※ 3）
⑰郵送された検体採取容器に検査対象者自身が採取 した検体の所定の場所での受取		日額 3,000 円（※ 4）

<u>⑮⑯精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者等に対する面会、診察、診察の立会及び医療機関への移送であって、新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある者に接して行う作業</u>	勤務 1 回につき 3,000 円又は 4,000 円（※5）
---	---------------------------------

- ※ 1 1 m 程度以内の距離で通算 15 分程度以上接した場合のみ対象
- ※ 2 対象児童の身体に直接接触する作業や長時間にわたり接して行う勤務の場合は勤務 1 回につき 4,000 円
- ※ 3 濃厚接触者の身体に直接接触する場合は勤務 1 回につき 4,000 円
- ※ 4 1 m 程度以内の距離で通算 15 分程度以上接した場合のみ対象
- ※ 5 対象者の身体に直接接触する作業の場合は勤務 1 回につき 4,000 円

(2)⑮⑯のうち、対象者の移送業務については、技能職員も従事していることから、手当の支給対象とするため、規程の改正を行います。

2 実施時期

- (1) 令和 4 年 1 月 28 日
- (2) 事案発生次第